平成２１年（フ）第２１４号
兵庫県明石市西朝霧丘９―12
債務者　磯田　和子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
奈良県生駒郡三郷町信貴山西２番40号
債務者　中井　伸豪
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２１２号
山口県下関市川中豊町５丁目１―12　カイロプラクティックニューロ、住民票上の住所山口県下関市熊野町２丁目４番21号
債務者　上里　一義
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
山口県下関市新地西町９番20―302号　下関ネクストワン
債務者　田口　　司
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
富山市婦中町上吉川529番地48
債務者　細川早百合
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１５号
富山市奥田寿町６番３―244号
債務者　能崎　淑郎
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３０号
富山市下大久保2048番地６
債務者　細井　広美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４０号
富山市蓮町１丁目６番36号
債務者　中野香奈恵（旧姓高井）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８号
沖縄県沖縄市字古謝149番地　おれんじはうす403、住民票上の住所沖縄県沖縄市字古謝88番地３
債務者　吉里　　稔
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第６９号
沖縄県沖縄市字古謝149番地　おれんじはうす403、住民票上の住所沖縄県沖縄市字古謝88番地３
債務者　吉里　弘美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３７１号
千葉県我孫子市新木3054番地の26
債務者　加藤　　実
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３８７号
千葉県柏市しいの木台５丁目45番地10
債務者　大石ひろみ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３８９号
千葉県鎌ケ谷市南初富１丁目12番17号
債務者　傳野　高士
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３９１号
千葉県松戸市六高台２―19―２特別養護老人ホーム松寿園、住民票上の住所千葉県松戸市金ケ作341番地の４
債務者　中島　　松
法定代理人成年後見人　中道三代子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３９５号
千葉県松戸市栄町７丁目516番地エスポワール暁404号
債務者　石川　和弘
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３９７号
千葉県松戸市栗山606番地の２
債務者　上遠野まなみ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４０３号
千葉県松戸市大橋418番地の14
債務者　安西　良一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４０４号
千葉県野田市東高野132番地19
債務者　竹石かよこ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部